

議案第 36 号

損害賠償請求事件に関する和解について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、提案するものであります。

損害賠償請求事件に関する和解について

東京地方裁判所立川支部平成27年（ワ）第2038号損害賠償請求事件について、市は、次のとおり和解を成立させる。

- 1 和解の相手方（原告） 調布市在住者
- 2 和解の要旨 別紙和解条項による。

和 解 条 項

- 1 被告は，原告に対し，本件和解金として，金1，400万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は，原告に対し，前項の金員を，平成30年3月末日限り，原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は，被告の負担とする。
- 3 原告は，その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は，本件に関し，本和解条項に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。